


社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会
令和4年度 職員候補者採用試験案内

受付期間	令和4年11月9日(水)～12月15日(木)
第一次試験	令和5年1月14日(土)
試験会場	宜野湾市社会福祉協議会 (宜野湾市赤道2-7-1)
採用予定日	令和5年4月1日



令和4年度職員候補者採用試験を次のとおり実施いたします。

1. 採用職種、採用人数

職 種	総 合 職	採用人数	1 名
-----	-------	------	-----

2. 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日以後に出生した者
- (2) 学校法人法に基づく大学(短大を除く)を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者(※注1)
- (3) 社会福祉士資格を有する者
- (4) 相談援助業務として職務経験2年以上の者(※注2)(※注3)(※注4)
- (5) 普通自動車運転免許取得者又は令和5年3月末日までに取得可能な者(AT限定可)
- (6) 欠格条項(次のいずれかに該当する者は受験できません)
 - ア. 日本国籍を有しない者
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 成年被後見人又は被保佐人
 - エ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

※注1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者など。

※注2 通算可、また職務経験については、正規職員、非正規職員は問いません。

※注3 職務経験期間の確認のため、職務経歴書を提出して頂きます。

※注4 相談援助業務の範囲について、不明な点はお問合せ下さい。

3. 試験の方法及び内容

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者のみ実施する。

(1) 日時・試験会場

区 分	日 時	会 場
第一次試験	令和5年1月14日(土) 受 付 9:30～9:50 小論文 10:00～11:10	宜野湾市 社会福祉 センター
第二次試験	令和5年2月19日(日) 受 付 9:00～9:30 面接及び プレゼン 9:30～15:00	

4. 合格者の発表

内 容	日 時	方 法
第一次試験	令和5年2月6日(月)	宜野湾社協ホームページ、宜野湾市社会福祉センター玄関前に受験番号を掲示するほか、全受験者へ合否を通知する。
第二次試験	令和5年2月21日(火)	

試験結果については、宜野湾市社会福祉協議会個人情報保護規程第11条により開示請求することができます。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人であることを証明できる書類を持参のうえ、下記問い合わせ先までお越しください。

※電話・メール等での開示請求には一切応じません。

5. 受験手続き

(1) 申し込み方法

次のア～エの書類を本会宛てに郵送もしくは持参するものとする。

なお、郵送で申し込みする場合は、必ず書留にして封筒の表に「職員候補者採用試験申込書在中」と記入すること。

ア. 本会所定の宜野湾市社会福祉協議会職員候補者採用試験申込書・受験票
(3ヶ月以内の顔写真を貼り付け)

イ. 職務経歴書(指定様式)

ウ. 履 歴 書(3ヶ月以内の顔写真を貼り付け)

エ. 返信用封筒(長形4号)1枚

※返信封筒は書留と記し、450円切手を貼り付け、送付先(受験者)の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

※車いす等配慮の必要な方は、受験申込の際に必ず申し出ること。

(2) 問い合わせ・申し込み先

〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1(宜野湾市社会福祉センター内)

宜野湾市社会福祉協議会 総務・相談支援係

電話 098-(892)-6525

(3) 受付期間

令和4年11月9日(水)～12月15日(木)

ア. 事務所受付(土・日、祝祭日を除く9:00～12:00、13:00～17:00)

イ. 郵送については、12月15日(木)必着とする

(4) 第二次試験時提出書類

- ア. 免許証の写し
- イ. 資格証明書(社会福祉士)の写し
- ウ. 卒業証明書又は卒業証書の写し(最終学歴)
- エ. 健康診断書(6ヶ月以内有効)
※検診内容は、労働安全衛生規則第43条のものとする。
- オ. 身分証明書(本籍地で発行)
- カ. その他本会が指定するもの

6. 第一次試験当日の注意事項

- (1) 受験票を持参すること。※写真を必ず貼り付け
ア. 受験票については、後日郵送を行う。令和5年1月4日午前中までに受験票が届かない場合は、上記の問い合わせ先へ連絡すること。
- (2) 試験は、午後10時開始、10分前までには所定の席に着くこと。
試験開始以降の入室は認めない。
- (3) 試験当日は、2Bの鉛筆、消しゴムを持参すること。
- (4) 退場の際に試験問題集、答案用紙等はすべて回収し、持ち出しは認めない。
- (5) 試験会場及び敷地内での喫煙はできません。
- (6) 試験中は携帯電話等の電子機器及び電子辞書等の使用は認めない。
(試験中は携帯電話等の電源は切ること)

注意【新型コロナウイルス感染症の影響について】

試験日程については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等により、延長又は中止する場合がありますため、受験申込後は、宜野湾市社会福祉協議会ホームページで確認すること。

7. 採用

- (1) 採用予定日は令和5年4月1日とする。
- (2) 給与は、本会給与規程により支給する。
なお、採用時における給与はおおむね次のとおりとする。
大卒182,200円 ※令和4年4月1日現在
(給与は、学歴や職歴等に応じて加算調整が行われます。)
このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給される。
- (3) 採用の日から6箇月間を試用期間とする。

8. 採用候補者名簿の登載

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿掲載の日(二次試験発表日)から1年間とする。